

vol.54-11 (通算 620号)

2025年2月号

# やどかり

2025年2月15日発行  
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可  
発行人 公益社団法人やどかりの里  
代表者 増田 一世

〒337-0043 さいたま市見沼区中川 562

TEL 048 - 686 - 0494

FAX 048 - 747 - 7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円 (含会費)

## 生活保護基準引き下げ違憲訴訟 東京高裁 人として尊厳ある暮らしを

2025年1月9日、生活保護基準引き下げ違憲訴訟の控訴審が、東京高等裁判所で行われた。2014年8月1日の埼玉県内原告25人によるさいたま地裁への集団提訴に対し、2023年3月29日に勝訴判決が下されたが、国家賠償は認められず一部国側の主張が認められたため控訴していた。この日の口頭弁論では、やどかりの里理事でメンバーの佐藤晃一さんが原告として意見陳述を行った。

2013年の生活扶助基準の引き下げ(平均6.5%、最大10%)は国の裁量権の逸脱だとして、2014年に全国29都道府県で集団提訴した生活保護違憲訴訟だが、提訴から10年が経った。全国で1,000人を超える原告が立ち上がり、長い闘いになることを覚悟して臨んだ裁判だが、この10年の間で亡くなった原告もいる。佐藤晃一さん自身も内科疾患を抱えながら、困難な状況乗り越えて今に至っている。佐藤晃一さんは法廷に立てない原告の思いも背負い、自身の生活をありのままに語り、切り下げによって月3,900円減額されたことの重みを訴えた。食費と光熱水費が支出の大半を占め、毎日スーパーの見切り品を買うことで節約していること、ささやかな贅沢であった牛丼チェーン店での外食ができなくなったこと、最近の物価上昇で生活の先行きが見えず、交際費が高むため人との交流が減り、スマートフォンの動画を見ることで孤独を紛らわせている現状を語った。そして最後に、「私たちは人間です。ですから最低限食べ

られれば良いというものではないと思います」と、生活保護制度の本質を問いかけた。

ともすれば生活保護制度は、不正受給の問題が取り沙汰されたり、「もっと苦しい生活をしている人がいるのに贅沢だ」等とバッシングにさらされることがある。しかし、生活保護制度は、憲法25条(「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」)における生存権を具体化し、保障するための制度である。長い人生の中で、ケガや病気等により収入を失うことは誰にもあり得ることで、国民皆にとっての「いのちの砦」となる。節約に節約を重ねて最低限食べられるだけの生活によって、人間としての尊厳が傷つき、生きることへの希望を失う制度であってはならない。原告の切実な訴えが、裁判官に届いていると信じたい。

この日、やどかりの里ではバスを貸し切り、30人以上が応援に駆けつけた。各地から約150人が集まり、傍聴は抽選となるほどの関心を集めた。裁判後の報告集会では、原告の「自分の生活のためだけでなく、これから制度を利用する人たちの尊厳ある暮らしを守りたい」という思いが共有され、生存権を守ることは私たちひとりひとりの問題であると、裁判の意義を確認し合った。

控訴審はこの日で結審し、判決は3月28日に言い渡される予定だ。憲法が保障する生存権の重みを尊重した司法判断がなされることに心から期待したい。(中村 由佳)